

群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（原案）

資料3

※法規審査が未了であるため、今後、修正が見込まれます。

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 障害を理由とする差別の禁止等（第九条・第十条）

第三章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策（第十一条—第十八条）

附則

全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障され、相互に人格と個性を尊重し合い、地域で支え合いながら安全にかつ安心して共に暮らす共生社会は、私たちが目指すべき社会である。

群馬県では、障害者が将来に夢と希望を抱き、地域で安全にかつ安心して自分らしく自立して生活できる環境づくりを進めるため、障害者が地域で教育を受け、就労し、及び生活するための施策に取り組んできた。

しかしながら、障害者が日常生活や社会生活において、障害を理由とする不当な差別的取扱いや社会における様々な障壁により、地域での自立した生活や社会参加を妨げられているなどの状況が、今なお、私たちの社会には存在する。

このような状況において、障害の有無にかかわらず、誰もが安全にかつ安心して共に暮らす共生社会を実現するためには、全ての県民が、障害を理由とする差別は障害者でない者も含めた全ての者に関係する問題であることを認識し、障害及び障害者に対する理解を深め、社会全体で障害を理由とする差別の解消に取り組む必要がある。

ここに、私たちは、障害者の権利に関する条約、障害者基本法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の理念にのっとり、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、障害及び障害者に対する県民の理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進するための取組について、基本理念を定めるとともに、県の責務並びに市町村、県民及び事業者の役割を明らかにすることにより、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。）に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 事業者 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第二条第七号に規定する事業者のうち、県の区域内において商業その他の事業を行う者をいう。
- 三 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 四 合理的配慮 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合であって、その実施に伴う負担が過重でないときに、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることをいう。

(基本理念)

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に当たっては、障害者に対する障害を理由とする不当な差別的取扱いの解消にとどまらず、合理的配慮をする必要があること。
- 二 障害を理由とする差別の解消を推進するための取組は、差別の多くが障害及び障害者に対する誤解、偏見、理解の不足等から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する県民の理解を深める取組と一体のものとして行われなければならないこと。
- 三 全ての県民は、障害及び社会的障壁に係る問題が障害者でない者も含めた全ての者に関係する問題であることを認識し、その理解を深める必要があること。
- 四 第一条に規定する社会を実現するための取組は、県、市町村、県民、事業者、

国その他関係機関の適切な役割分担、相互の連携及び協働の下に行われる必要があること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村と連携協力して、障害及び障害者に対する県民及び事業者の理解を深めるとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策（以下「差別解消推進施策」という。）を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 県は、差別解消推進施策を策定し、及びこれを実施するときは、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めるとともに、県民、事業者及び障害者団体その他の社会福祉関係団体と連携協力するものとする。

3 県は、市町村が実施する差別解消推進施策に協力するものとする。

4 県は、市町村、県民及び事業者に対し、障害を理由とする差別を解消するための情報の提供及び技術的な支援に努めるものとする。

(市町村の役割)

第五条 市町村は、地域の特性に応じて障害及び障害者に対する住民の理解を深めるとともに、差別解消推進施策を実施するときは、県と連携するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する理解を深め、県及び市町村が実施する差別解消推進施策に協力するとともに、障害者が社会的障壁の除去に必要な支援を求めやすい社会の実現に寄与する等障害を理由とする差別の解消の推進に資するよう努めるものとする。

2 障害者は、自らの障害の特性及び社会的障壁の除去に必要な支援について、可能な範囲で周囲に伝えることにより、障害及び障害者に対する理解の促進が図られるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、その事業を行うに当たり、基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する理解を深め、県及び市町村が実施する差別解消推進施策に協力するとともに、障害者が社会的障壁の除去に必要な支援を求めやすい社会の実現に寄与する等障害を理由とする差別の解消の推進に資するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第八条 県は、障害及び障害者に対する県民の理解を深め、差別解消推進施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 障害を理由とする差別の禁止等

(不当な差別的取扱いの禁止)

第九条 何人も、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(合理的配慮)

第十条 県及び市町村は、その事務又は事業を行うに当たり、合理的配慮をしなければならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、合理的配慮をするよう努めなければならない。

第三章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策

(相談体制)

第十一条 県は、障害を理由とする差別に関する相談に適切に対応するために、当該相談に応じるための窓口を設置する等必要な体制の整備を図るものとする。

2 県は、前項の相談を受けたときは、その当事者の相互理解及び自主的な取組による解決を促進するため、専門的知見を活用して助言その他の必要な支援を行うものとする。

(啓発活動)

第十二条 県は、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(人材の育成)

第十三条 県は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、障害に関する専門的な知識及び技能を有する者の育成を図るものとする。

(教育)

第十四条 県は、学校教育において、障害のある児童及び生徒が、その発達及び特性並びに本人の意思に応じて、学びの場及び進路の選択等を適切に行うことができるようにするとともに、それぞれの場において十分な教育を受けられるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、学校教育において、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒が、共に学び相互に理解を深め合う交流及び共同学習の機会の確保が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、社会教育において、市町村、社会教育団体等と連携協力し、県民が障害及び障害者に関する理解を深め、障害を理由とする差別の解消の重要性について認識するための学習の機会の確保が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

4 県は、社会教育において、市町村、社会教育団体等と連携協力し、障害者と障害者でない者が共に学ぶ機会を充実させるよう必要な施策を講ずるものとする。

(雇用及び就労の促進)

第十五条 県は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるよう、障害者の多様な就労の機会を確保するよう努めるとともに、関係機関と連携し、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

(情報の取得及び意思疎通の手段の確保)

第十六条 県は、障害者が円滑に情報を取得し、及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるよう、障害の特性に配慮して、必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、障害者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、可能な限り、障害者に配慮した形態、手段及び様式によって情報提供を行うものとする。

(スポーツ等への参加の促進)

第十七条 県は、障害者と障害者でない者が共にスポーツ、文化芸術活動等に参加することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(防災)

第十八条 県は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、防災に関し必要な施策を講ずるに当たっては、障害の特性及び状況に配慮するものとする。

附 則

この条例は、平成三十一年一月一日から施行する。